

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案要綱

一 平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定すること。

二 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。

1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

2 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 高知県幡多郡三原村及び兵庫県佐用郡佐用町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

4 兵庫県佐用郡佐用町の区域に係る激甚災害について

イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

政令第 号

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる町村の区域に係る

	<p>激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 高知県幡多郡三原村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 兵庫県佐用郡佐用町 法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第九号（同年八月九日に北緯二十七度東経百三十五度十分）において台風となった熱帯低気圧で、同月十三日に北緯三十三度五十分東経百五十一度四十分において熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。</p>	

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を指定する等の必要があるからである。